

株主各位

名古屋市北区黒川本通二丁目46番地
株式会社ジー・テイスト
代表取締役社長 阿久津貴史

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月22日（月曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

※新型コロナウイルス感染症に関する株主の皆様へのお知らせを次ページに記載しておりますので、是非ご覧いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市西区花の木二丁目18番23号
名古屋市西文化小劇場（名古屋市西図書館地下3階）
（昨年とは開催場所が異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第61期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、
計算書類及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第1号議案 資本金の額の減少の件
第2号議案 資本準備金の額の減少の件
第3号議案 剰余金の処分の件
第4号議案 取締役5名選任の件

以 上

本株主総会は、ご出席の株主様への「お土産」は取り止めとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください
ますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」を当日
会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、監査役及
び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。なお、法令及
び定款第16条に基づき記載していない連結注記表並びに個別注記表につきましては、
インターネット上の当社ウェブサイト(<https://g-taste.co.jp>)に掲載しております。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://g-taste.co.jp>)に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症に関する株主の皆様へのお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策として、密集を避けることはもとより、政府・地方自治体から他の都道府県への移動を控えるよう依然として要請されていることにも鑑みまして、本株主総会につきましては、株主様の健康状態にかかわらず、可能な限り株主総会当日の会場へのご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙により、事前に議決権を行使いただくことができますので、そちらのご利用をご検討ください。

株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調を考慮いただき、マスク着用など可能な範囲で周囲へのご配慮をお願い申し上げます。

なお、株主総会当日の議事は、平年よりも短縮して実施する予定です。会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善などが見られたものの、米中貿易摩擦の長期化や英国のEU離脱など海外の政治・経済情勢の不確実性や2019年10月の消費税増税に加え、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界各国での感染拡大などにより、先行き不透明な状況が続いております。

当業界におきましても、消費税増税に伴う消費者の強い節約志向や労働力不足による人件費の上昇、原材料価格の高騰などが続いていたことに加え、新型コロナウイルス感染症対策としての政府・地方自治体による外出及び営業自粛要請や小中学校の休校措置などの影響により個人消費が急速に鈍化した影響もあり、極めて厳しい状況が続いております。

こうした中、当社グループでも各店における衛生管理を徹底するとともに、感染拡大防止の観点から2020年3月以降、各店において営業時間の短縮・臨時休業を実施いたしました。結果、本来歓送迎会シーズンで繁忙期にあたる3月において収益が大幅に悪化し、このことが当連結会計年度における収益を大幅に悪化させる大きな原因となりました。加えて、多くの固定資産の減損処理が発生したことにより最終損益も大幅に悪化をいたしました。

当連結会計年度における当社の方針としては、主力事業と位置付ける焼肉業態において、国産牛焼肉食べ放題「肉匠坂井」の新店を直営店・FC店ともに前期に引き続き積極的に進めるとともに、WEB広告・TVCMによるメディア戦略により顧客認知度の向上を図ってまいりました。当連結会計年度末現在、「肉匠坂井」の店舗数は全国43店舗となっております。今後も焼肉事業を当社の主力事業として注力してまいります。またグループ全体として、焼肉に次いで注力するカテゴリーとして寿司・海鮮といった専門に特化した人材の育成に注力するとともに、さらに安心・安全でお客様にご満足頂ける商品開発の取り組み強化、QSC(味、サービス、清潔・安全)の向上を図ってまいりました。加えて、不採算店舗のスクラップアンドビルドを積極的に進めることにより、全体収益率の向上を図っております。

また、前連結会計年度においてM&Aにより子会社となった、北海道エリアを中心に84店舗を展開する宅配ピザの株式会社テンフォーでは、モンスターピザな

ど斬新な新商品の提供と併せて、従来からのメニューの復刻を行うなど、様々な取り組みにより堅調な業績を維持することができました。今後外食市場において宅配の需要が高まることが予測され、直営店・FC店ともに積極的な展開を視野に入れるとともに、同社の宅配のノウハウを積極的にグループ全社的に活用してまいります。

結果、当連結会計年度における当グループの直営店舗数は、契約期間満了、不採算店の整理に伴い34店舗を閉店し、運営委託1店舗、フランチャイズ加盟オーナーへ1店舗を譲渡したものの、新規・業態転換による28店舗（新規：10店舗、業態転換：焼肉業態7店舗、ファストフード業態6店舗、寿司業態1店舗、レストラン業態1店舗、居酒屋業態3店舗）の出店、M&Aによる新規子会社化に伴う子会社運営店舗の増加ならびに店舗譲受による13店舗の増加に加え、フランチャイズ加盟オーナーからの買取4店舗を実施し、428店舗となりました。なお、FC268店舗を加えた総店舗数は計696店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度におきましては、売上高279億81百万円（前年同期比12.8%増）、営業利益1億79百万円（前年同期比12.1%増）、経常利益2億83百万円（前年同期比6.6%増）となりましたが、減損損失14億7百万円を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純損失15億円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失7億4百万円）の業績結果となっております。

なお、当社グループは「外食事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資総額は13億47百万円で、その主たるものは新規出店、業態転換及び既存店改装費用であります。

③ 資金調達の状況

2020年1月31日に第7回無担保社債（株式会社八十二銀行保証付及び適格機関投資家限定）1億5千万円を発行いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、当社グループ内の外食事業におけるステーキ事業の拡大を図るため、2019年7月1日付で株式会社エムグラントフードサービス（現 株式会社MFS）のステーキハンバーグ&サラダバーけん事業を譲受けております。

また、当社は、2019年5月10日付で合弁会社（商号：株式会社ふらんす亭、資本金：1,000千円（現 資本金9,500千円）、当社議決権割合45%）を設立いた

しましたが、同社が、当社グループ内の外食事業におけるステーキ事業の拡大を図るため、2019年7月1日付で株式会社フードデザインのふらんす亭事業を譲受けております。なお、実質的支配力基準により、同社は第2四半期連結会計期間より、当社の連結子会社に該当することとなりました。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

イ. 他の会社の株式の取得又は処分の状況

会社名	株式の種類	取得株式数	出資比率	取得年月日
株式会社ふらんす亭	普通株式	810株	45%	2019年5月10日及び12月25日

ロ. 他の会社の新株予約権の取得の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第58期 (2017年3月期)	第59期 (2018年3月期)	第60期 (2019年3月期)	第61期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高 (千円)	26,739,737	25,361,149	24,798,471	27,981,345
経常利益 (千円)	623,423	537,761	265,807	283,340
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△127,475	△370,128	△704,057	△1,500,510
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	△0.67	△1.93	△3.68	△7.83
総資産 (千円)	21,396,232	20,666,720	22,425,426	19,851,246
純資産 (千円)	9,993,097	9,535,064	8,733,013	7,160,657
1株当たり純資産額 (円)	52.10	49.66	45.40	37.11

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社ジー・コミュニケーション（以下「ジー・コミュニケーション」といいます。）で、同社は当社の株式77,410千株（議決権比率40.39%）を保有いたしております。なお、決算期後の2020年5月7日付でジー・コミュニケーションにより当社の第7回、第8回、第13回及び第14回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利の全部、ならびに第10回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利の一部が行使された結果、同社による当社株式の保有数は120,225千株（議決権比率51.27%）となりました。

また、株式会社クックイノベンチャー（以下「クックイノベンチャー」といいます。）は、ジー・コミュニケーションの議決権割合100%の株式を保有しており、同社の親会社であることから、クックイノベンチャーは当社の親会社（当社株式の間接保有）に該当いたします。

なお、株式会社神戸物産は、2013年5月21日付で、同社が議決権の保有割合で18.9%を出資するクックイノベンチャーについて、2013年10月期第2四半期より連結子会社として連結の範囲に含めることを開示いたしました。これにより、同日付で株式会社神戸物産は当社の親会社に該当することとなりました。また、同社は当社の株式27,851千株（議決権比率14.53%）を保有いたしております。

親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

- ・食材仕入、運賃、店舗施工代にかかる価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。
- ・事務管理手数料については、当社における発生コスト等を勘案して、交渉の上決定しております。
- ・財務アドバイザー手数料については、持株会社である親会社における運営費用及び一般的な信用保証料等を参考にして、交渉の上決定しております。
- ・資金の借入に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- ・新株予約権付社債の発行条件は、当社株式の市場価格を勘案して合理的に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社等との取引に関して、上記の事項を勘案して取引条件等を決定しており、当社取締役会等が当社の社内規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っているため、意思決定手続の正当性については問題はなく、当社の利益を害するものではないと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社 クック・オペレーション	50百万円	100%	飲食店舗運営事業
株式会社敦煌	5百万円	100%	飲食店舗運営事業
株式会社テンフォー	10百万円	100%	ピザ製造、宅配、店頭販売事業
株式会社タケモトフーズ	10百万円	100%	飲食店舗運営事業
株式会社壁の穴	100百万円	100%	飲食店舗運営事業
株式会社湯佐和	0.5百万円	100%	飲食店舗運営事業
株式会社DBT	1百万円	100%	飲食店舗運営事業
株式会社ふらんす亭	9.5百万円	45%	飲食店舗運営事業

(注) 株式会社ふらんす亭は2019年5月10日に設立しており、当社の出資比率は45%ですが、同年7月1日付でふらんす亭事業を譲り受けたことにより重要性が増したため、実質支配力基準に基づき当社の連結子会社となり、同日をもって同社を連結子会社として連結の範囲に含めることといたしました。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、消費税増税に伴う消費者の強い節約志向や労働力不足による人件費の上昇、原材料価格の高騰などが続いていたことに加え、新型コロナウイルス感染症対策としての政府・地方自治体による外出及び営業自粛要請や小中学校の休校措置などの影響により個人消費が急速に鈍化した影響もあり、極めて厳しい状況が続くものと予想されます。この度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、2020年4月には全国で緊急事態宣言が発令されるなど、現時点では沈静時期を含めて新型コロナウイルス感染症の影響を合理的に算定することが困難な状況が続いております。本感染症の収束時期によって、連結業績に与える影響が大きく変動するため、連結業績への影響が合理的に予測可能となった段階で速やかに開示いたします。

このような環境の中ではございますが、以下の課題に取り組み、事業の拡大と収益基盤の強化を目指してまいります。

- ① 人材の確保や人材育成の強化を継続してまいります。特に、焼肉業態、寿司業態や、海鮮居酒屋業態における専門性の高い調理能力を有した人材の育成に注力をしていくとともに、店舗運営管理者の育成や次世代の経営者層育成の取り組みを継続してまいります。またES（従業員満足度）にも着目し、研修等により経営理念の浸透を図り、併せて有給休暇取得の推進や、労働時間の見直しなどの各種施策を行い、就労環境の改善を着実に進めることによって、優秀な人材の定着率の向上を図ってまいります。
- ② 新規出店への取り組みといたしまして、主力業態と位置付ける焼肉業態において、出店候補地の厳選を進め、国産牛焼肉食べ放題「肉匠坂井」の出店を直営店・フランチャイズ店ともに引き続き積極的に進めてまいります。主力業態への集中的な投資により、収益力の拡大、強化を図ってまいります。
- ③ 「QSC」（味、サービス、清潔・安全）の向上のため、それぞれの内容に合わせたマニュアル整備、研修を強化してだけでなく、常に顧客ニーズを的確に把握し、グランドメニューの定期的な変更や、季節に応じたフェアメニューのご提案を強化し、既存商品のブラッシュアップを進めてまいります。また、タッチパネル端末によるオーダーシステムの導入拡充や、キャッシュレス化への取り組みなど生産性を高める仕組みを積極的に導入し、従業員が働きやすく、かつお客様が利用しやすい店舗づくりに取り組んでまいります。
- ④ 新規事業への取り組みとして、お客様の多様化するニーズや、政府が勧める新生活様式によるポストコロナ時代に対応すべく、当社グループの既存事業の収益を維持しながらも、将来の新たな柱となる新規事業の開発にも積極的に取り組んでまいります。特に次期におきましては、既存事業とは異なる顧客をターゲットとした焼肉の新業態の開発、宅配ピザのノウハウを活用した宅配・テイクアウト事業の開発、並びにその他既存の事業のノウハウを活用しシナジーが見込まれる新規事業の開発に、積極的に注力してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

- ① 飲食店の経営及びフランチャイズチェーン店の加盟募集
- ② 食肉製品、冷凍食品等の加工
- ③ 関連商品の販売

(6) 主要な営業所及び店舗 (2020年3月31日現在)

本店(名古屋本社) 名古屋市北区黒川本通二丁目46番地
東京支社 東京都中央区築地二丁目10番6号
仙台オフィス 仙台市宮城野区榴岡二丁目2番10号
山口オフィス 山口県山陽小野田市大字西高泊
字烏帽子岩沖676番地9の1

直営店舗

(北海道内)	44店	(神奈川県内)	26店	(奈良県内)	1店
(青森県内)	13店	(新潟県内)	12店	(島根県内)	1店
(岩手県内)	5店	(長野県内)	3店	(岡山県内)	11店
(宮城県内)	36店	(石川県内)	6店	(広島県内)	13店
(秋田県内)	6店	(福井県内)	1店	(山口県内)	29店
(山形県内)	6店	(富山県内)	10店	(徳島県内)	1店
(福島県内)	2店	(岐阜県内)	4店	(香川県内)	5店
(茨城県内)	1店	(静岡県内)	21店	(愛媛県内)	2店
(栃木県内)	2店	(愛知県内)	14店	(福岡県内)	10店
(埼玉県内)	14店	(三重県内)	5店	(熊本県内)	5店
(群馬県内)	1店	(京都府内)	5店	(大分県内)	1店
(千葉県内)	11店	(大阪府内)	31店	(宮崎県内)	1店
(東京都内)	56店	(兵庫県内)	8店	(鹿児島県内)	5店

計428店

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
854(2,281)名	61(△474)名	39.3歳	7.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に、1日8時間換算による年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	1,599,408千円
株式会社三井住友銀行	1,520,000千円
株式会社関西みらい銀行	992,900千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2020年5月15日開催の取締役会において、当社グループにおける外食店舗の事務管理及び営業採算管理の効率化の観点、また、昨今の新型コロナウイルス感染症への対応の必要性により、経営資源の有効活用の観点から、当社の100%子会社である株式会社クック・オペレーションを2020年7月1日付で吸収合併することを決議いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 673,477,576株
- ② 発行済株式の総数 197,051,738株 (自己株式5,313,325株を含む)
- ③ 株主数 21,419名
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社ジー・コミュニケーション	77,410千株	40.37%
株式会社神戸物産	27,851千株	14.53%
沼田昭二	22,618千株	11.80%
ジー・テイスト取引先持株会	3,151千株	1.64%
アリアケジャパン株式会社	2,224千株	1.16%
腰高修	805千株	0.42%
株式会社J・A・R・T	804千株	0.42%
江川春延	600千株	0.31%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	600千株	0.31%
日本生命保険相互会社	416千株	0.22%

(注) 持株比率は自己株式(自己株式5,313,325株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
2014年6月25日開催の株主総会決議及び2015年6月15日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権（第4回新株予約権）

新株予約権の数	124個
当社役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く） ・新株予約権の数： 80個 ・目的となる株式の数： 8,000株 ・保有者数： 4人 社外取締役 — 監査役 ・新株予約権の数： 24個 ・目的となる株式の数： 2,400株 ・保有者数： 3人
新株予約権の目的である株式の種類と数	当社普通株式 10,400株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の発行金額	新株予約権と引換えに金銭の払い込みは要しないものとする。
新株予約権の行使価額	新株予約権1個あたり100円 （1株につき1円）
新株予約権の行使期間	2020年6月22日から 2022年6月21日まで
新株予約権の行使条件	①新株予約権者は、権利行使時においても、当社の役職員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。 ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。 ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ④新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。 イ. 行使期間の開始日から1年間 新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の2分の1 ロ. 行使期間の開始日から1年を経過した日から1年間 新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の全て ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

イ. 2013年2月15日開催の取締役会決議に基づき発行した第7回無担保転換社債型新株予約権付社債

[転換社債型新株予約権付社債の内容]	
社債の総額	400,000千円
各社債の金額	10,000千円
利率	本社債には利息を付さない。
社債の発行日	2013年3月18日
償還の方法及び期日（注）1	①償還金額 額面100円につき金100円 ②償還の方法及び期限 2021年3月18日（以下「償還期限」という。） （但し、償還期限が日本における銀行営業日（以下「営業日」という。）ではない場合、本新株予約権付社債の社債権者はその直後の営業日まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加支払いを受ける権利を有しないものとする。）にその総額を額面100円につき金100円で償還する。
募集方法（注）2	第三者割当ての方法により、全額を株式会社神戸物産に割り当てる。
[新株予約権の内容]	
社債に付された新株予約権の総数	40個
新株予約権の目的である株式の種類と数	①新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 ②本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の払込金額	—

<p>新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額</p>	<p>①本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、償還の期限の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>②本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、35.0円とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間（注）1</p>	<p>2013年4月1日から 2021年3月18日まで</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p>	<p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>各新株予約権の一部行使はできない。 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式（第三者を通じて保有している当該株式を除く。）に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。</p>

- (注) 1. 償還期限及び行使期間については、2020年3月18日から2021年3月18日までに延長されています。
2. 同社債については全額譲渡されており、株式会社ジー・コミュニケーションが社債権者となっております。
3. 上記新株予約権については、2020年5月7日をもって全て株式に転換されており、その結果、資本金が2億円、資本準備金が2億円それぞれ増加しております。

ロ. 2013年2月15日開催の取締役会決議に基づき発行した第8回無担保転換社債型新株予約権付社債

<p>[転換社債型新株予約権付社債の内容]</p>	
<p>社債の総額</p>	<p>400,000千円</p>
<p>各社債の金額</p>	<p>10,000千円</p>
<p>利率</p>	<p>本社債には利息を付さない。</p>
<p>社債の発行日</p>	<p>2013年3月18日</p>

償還の方法及び期日（注） 1	<p>①償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>②償還の方法及び期限 2021年3月18日（以下「償還期限」という。） （但し、償還期限が日本における銀行営業日 （以下「営業日」という。）ではない場合、本新 株予約権付社債の社債権者はその直後の営業日 まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払 いを受けることができず、またかかる支払いの 繰延べに関して追加支払いを受ける権利を有し ないものとする。）にその総額を額面100円につ き金100円で償還する。</p>
募集方法（注） 2	第三者割当ての方法により、全額を株式会社神戸 物産に割り当てる。
[新株予約権の内容]	
社債に付された新株予約権の総数	40個
新株予約権の目的である株式の種類と数	<p>①新株予約権の目的である株式の種類は当社普通 株式とする。</p> <p>②本新株予約権の行使の請求（以下「行使請求」 という。）により当社が当社普通株式を新たに 発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普 通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は 処分を「交付」という。）する数は、行使請求 に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除 して得られる最大整数とする。但し、行使によ り生じる1株未満の端数は切り捨て、現金によ る調整は行わない。</p>
新株予約権の払込金額	—
新株予約権の行使に際して出資される財産の 内容及びその価額	<p>①本新株予約権の行使に際して出資される財産 は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該 社債の価額はその額面金額と同額とする。な お、本新株予約権の行使に際して出資の目的と される本社債は、償還の期限の規定にかかわら ず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償 還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>②本新株予約権の行使により交付する当社普通株 式の数を選定するにあたり用いられる1株あた りの額（以下「転換価額」という。）は、35.0 円とする。</p>
新株予約権の行使期間（注） 1	2014年3月18日から 2021年3月18日まで

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p>	<p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>各新株予約権の一部行使はできない。 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式（第三者を通じて保有している当該株式を除く。）に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。</p>

- (注) 1. 償還期限及び行使期間については、2020年3月18日から2021年3月18日までに延長されています。
2. 同社債については全額譲渡されており、株式会社ジー・コミュニケーションが社債権者となっております。
3. 上記新株予約権については、2020年5月7日をもって全て株式に転換されており、その結果、資本金が2億円、資本準備金が2億円それぞれ増加しております。

ハ. 2013年5月15日開催の取締役会決議に基づき発行した第10回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

<p>[転換社債型新株予約権付社債の内容]</p>	
<p>社債の総額</p>	<p>300,000千円</p>
<p>各社債の金額</p>	<p>10,000千円</p>
<p>利率</p>	<p>本社債には利息を付さない。</p>
<p>社債の発行日</p>	<p>2013年3月18日</p>
<p>償還の方法及び期日 (注) 1</p>	<p>①償還金額 額面100円につき金100円 ②償還の方法及び期限 2021年3月18日（以下「償還期限」という。） （但し、償還期限が日本における銀行営業日（以下「営業日」という。）ではない場合、本新株予約権付社債の社債権者はその直後の営業日まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加支払いを受ける権利を有しないものとする。）にその総額を額面100円につき金100円で償還する。</p>
<p>募集方法 (注) 2</p>	<p>第三者割当ての方法により、全額を株式会社神戸物産に割り当てる。</p>

[新株予約権の内容]	
社債に付された新株予約権の総数	30個
新株予約権の目的である株式の種類と数	<p>①新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。</p> <p>②本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p>
新株予約権の払込金額	—
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	<p>①本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、償還の期限の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>②本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、43.5円とする。</p>
新株予約権の行使期間（注）1	2013年8月1日から 2021年3月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	<p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式（第三者を通じて保有している当該株式を除く。）に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。</p>

(注) 1. 償還期限及び行使期間については、2020年3月18日から2021年3月18日までに延長されています。

2. 同社債については全額譲渡されており、株式会社ジー・コミュニケーションが社債権者となっております。
3. 上記新株予約権については、2020年5月7日をもって新株予約権30個のうち23個が株式に転換されており、その結果、資本金が1億150万円、資本準備金が1億150万円それぞれ増加しております。

二. 2013年5月15日開催の取締役会決議に基づき発行した第11回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

[転換社債型新株予約権付社債の内容]	
社債の総額	300,000千円
各社債の金額	10,000千円
利率	本社債には利息を付さない。
社債の発行日	2013年3月18日
償還の方法及び期日(注) 1	<p>①償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>②償還の方法及び期限 2021年3月18日(以下「償還期限」という。)(但し、償還期限が日本における銀行営業日(以下「営業日」という。))ではない場合、本新株予約権付社債の社債権者はその直後の営業日まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加支払いを受ける権利を有しないものとする。)にその総額を額面100円につき金100円で償還する。</p>
募集方法(注) 2	第三者割当ての方法により、全額を株式会社神戸物産に割り当てる。
[新株予約権の内容]	
社債に付された新株予約権の総数	30個
新株予約権の目的である株式の種類と数	<p>①新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。</p> <p>②本新株予約権の行使の請求(以下「行使請求」という。)により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p>
新株予約権の払込金額	—

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	①本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、償還の期限の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	②本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、43.5円とする。
新株予約権の行使期間（注）1	2014年3月18日から 2021年3月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式（第三者を通じて保有している当該株式を除く。）に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。

- （注） 1. 償還期限及び行使期間については、2020年3月18日から2021年3月18日までに延長されています。
2. 同社債については全額譲渡されており、株式会社ジー・コミュニケーションが社債権者となっております。

ホ. 2013年5月15日開催の取締役会決議に基づき発行した第13回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

[転換社債型新株予約権付社債の内容]	
社債の総額	300,000千円
各社債の金額	10,000千円
利率	本社債には利息を付さない。
社債の発行日	2013年3月18日

償還の方法及び期日（注） 1	<p>①償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>②償還の方法及び期限 2021年3月18日（以下「償還期限」という。） （但し、償還期限が日本における銀行営業日 （以下「営業日」という。）ではない場合、本新 株予約権付社債の社債権者はその直後の営業日 まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払 いを受けることができず、またかかる支払いの 繰延べに関して追加支払いを受ける権利を有し ないものとする。）にその総額を額面100円につ き金100円で償還する。</p>
募集方法（注） 2	第三者割当ての方法により、全額を株式会社神戸 物産に割り当てる。
[新株予約権の内容]	
社債に付された新株予約権の総数	30個
新株予約権の目的である株式の種類と数	<p>①新株予約権の目的である株式の種類は当社普通 株式とする。</p> <p>②本新株予約権の行使請求により当社が当社普通 株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保 有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株 式の発行又は処分を「交付」という。）する数 は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を 転換価額で除して得られる最大整数とする。但 し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨 て、現金による調整は行わない。</p>
新株予約権の払込金額	—
新株予約権の行使に際して出資される財産の 内容及びその価額	<p>①本新株予約権の行使に際して出資される財産 は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該 社債の価額はその額面金額と同額とする。な お、本新株予約権の行使に際して出資の目的と される本社債は、償還の期限の規定にかかわら ず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償 還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>②本新株予約権の行使により交付する当社普通株 式の数を算定するにあたり用いられる1株あた りの額（以下「転換価額」という。）は、40.9 円とする。</p>
新株予約権の行使期間（注） 1	2013年8月1日から 2021年3月18日まで

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p>	<p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>各新株予約権の一部行使はできない。本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式（第三者を通じて保有している当該株式を除く。）に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。</p>

- (注) 1. 償還期限及び行使期間については、2020年3月18日から2021年3月18日までに延長されています。
2. 同社債については全額譲渡されており、株式会社ジー・コミュニケーションが社債権者となっております。
3. 上記新株予約権については、2020年5月7日をもって全て株式に転換されており、その結果、資本金が1億500万円、資本準備金が1億500万円それぞれ増加しております。

へ. 2013年5月15日開催の取締役会決議に基づき発行した第14回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

<p>[転換社債型新株予約権付社債の内容]</p>	
<p>社債の総額</p>	<p>300,000千円</p>
<p>各社債の金額</p>	<p>10,000千円</p>
<p>利率</p>	<p>本社債には利息を付さない。</p>
<p>社債の発行日</p>	<p>2013年3月18日</p>
<p>償還の方法及び期日 (注) 1</p>	<p>①償還金額 額面100円につき金100円 ②償還の方法及び期限 2021年3月18日 (以下「償還期限」という。) (但し、償還期限が日本における銀行営業日 (以下「営業日」という。) ではない場合、本新株予約権付社債の社債権者はその直後の営業日まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加支払いを受ける権利を有しないものとする。) にその総額を額面100円につき金100円で償還する。</p>
<p>募集方法 (注) 2</p>	<p>第三者割当ての方法により、全額を株式会社神戸物産に割り当てる。</p>
<p>[新株予約権の内容]</p>	

社債に付された新株予約権の総数	30個
新株予約権の目的である株式の種類と数	①新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 ②本新株予約権の行使の請求（以下「行使請求」という。）により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の払込金額	————
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	①本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、償還の期限の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	②本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、40.9円とする。
新株予約権の行使期間（注）1	2014年3月18日から 2021年3月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式（第三者を通じて保有している当該株式を除く。）に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。

- (注) 1. 償還期限及び行使期間については、2020年3月18日から2021年3月18日までに延長されています。
2. 同社債については全額譲渡されており、株式会社ジー・コミュニケーションが社債権者となっております。
3. 上記新株予約権については、2020年5月7日をもって全て株式に転換されており、その結果、資本金が1億500万円、資本準備金が1億500万円それぞれ増加しております。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	杉 本 英 雄	株式会社クックイノベンチャー代表取締役 株式会社ふらんす亭取締役 G.COM RESTAURANT SINGAPORE PTE. LTD. Director GINZA SUSHI ICHI PTE. LTD. Director
代表取締役社長	阿久津 貴 史	東日本営業本部長 株式会社クックイノベンチャー取締役 株式会社クック・オペレーション代表取締役 株式会社敦煌取締役 株式会社タケモトフーズ取締役 株式会社壁の穴代表取締役 株式会社湯佐和代表取締役 株式会社DBT代表取締役 株式会社大台商事代表取締役
取 締 役	稲 吉 史 泰	北日本営業本部長 株式会社クックイノベンチャー取締役 株式会社クック・オペレーション代表取締役 株式会社祇園歩兵代表取締役 株式会社テンフォー取締役
取 締 役	稲 角 好 宣	管理本部長 株式会社ジー・コミュニケーション代表取締役 株式会社クックイノベンチャー取締役 株式会社大台商事取締役 G.COM RESTAURANT SINGAPORE PTE. LTD. Director
取 締 役	畑 中 裕	エムアンドシーコンサルティング株式会社代表取締役 株式会社エスプール監査役
常 勤 監 査 役	間 宮 友 久	
監 査 役	佐 藤 加 代 子	
監 査 役	黒 川 孝 雄	

- (注) 1. 取締役畑中裕氏は社外取締役であります。
 2. 監査役佐藤加代子氏及び黒川孝雄氏は社外監査役であります。
 3. 監査役佐藤加代子氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、監査役黒川孝雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	79,256千円 (3,975千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	14,566千円 (8,350千円)
合 計 (うち社外役員)	8名 (3名)	93,822千円 (12,325千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第35回定時株主総会において月額200万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第35回定時株主総会において月額300万円以内と決議いただいております。
3. 上記報酬等の額には、役員賞与6,205千円（取締役5,850千円、監査役355千円）を含んでおります。
4. 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額210千円（取締役161千円、監査役48千円）を含んでおります。
5. 取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与による報酬額として、9,419千円を含んでおります。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役畑中裕氏は、エムアンドシーコンサルティング株式会社の代表取締役を兼務しております。同社と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役畑中裕氏は、株式会社エスプールの監査役を兼務しております。同社と当社との間には、人材採用の受付代行に関する業務委託契約等の取引関係があります。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (43回開催)		監査役会 (12回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 畑 中 裕	43回	100%	—	—
監査役 佐 藤 加代子	43回	100%	12回	100%
監査役 黒 川 孝 雄	43回	100%	12回	100%

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役畑中裕氏は、経営コンサルタント及び企業経営者としての経験・識見を活かすとともに、当社の論理に捉われない客観的視点から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

監査役佐藤加代子氏は、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査役会において、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役黒川孝雄氏は、主にフランチャイズ事業に関する専門的見地から取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査役会において、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

二. 親会社又はその子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 ながさ監査法人

② 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の会計監査人の監査計画における監査時間及び報酬の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づいて、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

経営理念をもとに、代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者を取締役の中から任命し、その者が作成する文書取扱規程に従い、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存しております。取締役及び監査役は文書取扱規程により、これらの文書等を常時閲覧できるものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役社長は、全社のリスクに関する統括責任者を取締役の中から任命し、総務部門において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理しております。新たに発生したリスクについては、速やかに担当部署を定めております。内部監査部門がグループ各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に統括責任者及び取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図っております。

イ. 職務権限・意思決定ルール の策定

ロ. 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定と、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施

ハ．経営会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社において親会社の定期的な監査を受け入れ、その報告を受け入れると共に、親会社の取締役と定期的に情報交換を行い、コンプライアンス上の課題及び効率性の観点からの課題を把握しております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査役の職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、会社に対して常設ないしは臨時で人員を配置するよう要請できるものとしております。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より、監査業務の補助の要請を受けた使用人は、その要請された業務の遂行に関して、取締役等の指揮命令を受けないこととしております。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や法令又は定款違反に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとしております。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の実効性を確保するため、顧問弁護士と契約し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証しております。

- ⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制」システムを構築し、その有効性を評価、報告する体制を整備し運用しております。

- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応することとしております。また、反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに警察当局及び顧問弁護士に通報・相談できる体制を整えております。

なお、取引先については、取引開始時に社内、社外機関を活用し、反社会的勢力でないことを確認しております。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 内部統制システム全般

当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査部門がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

コンプライアンス規程の制定、行動規範の策定等により、当社及び当社グループ会社のコンプライアンスに関する基本的な考え方等について周知を図り、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社グループは内部通報制度運用規程により、相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

当社は、取締役及び監査役並びに各部門長を含む経営会議を毎月開催し、各部門及び各子会社の業務執行に係る方針、計画の審議、経営状況の報告等を受けるとともに、改善策の検討を行っております。また、コンプライアンス、リスク管理に係る重要な問題に当たっては、コンプライアンス委員会を定期的に開催し、内部統制の構築・運用状況やリスクの把握・分析を行い、審議しております。

④ 監査役職務執行

監査役は、取締役会、経営会議、その他の重要な会議に出席し意見を述べるほか、重要な決裁書類等の閲覧、取締役等から営業の報告等を含めた情報交換、会計監査人及び内部監査部門との定期的な意見交換により、取締役の職務の執行の監査、各事業部門における内部統制の状況及びその改善状況などを把握する等の業務監査を実施しております。監査役が実施した業務監査の内容は、必要の都度取締役会において意見を述べております。

⑤ 反社会的勢力排除について

取引先については、取引開始時に社内、社外機関を活用し、反社会的勢力でないことを確認しております。また、万が一何らかの問題が生じた場合は、速やかに警察当局及び顧問弁護士に通報、相談できる体制を整えております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業拡大に備え、内部留保による企業体質の強化を図りながら、安定した配当を維持していくことを基本方針としておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により当社の属する外食業界が受けている影響は大きく、収束の兆しを見通すことが困難な状況にあります。

このような状況を踏まえ、当社は、手元流動性の確保を最優先することが最善であると判断いたしましたことから、2020年3月期における期末配当につきましては、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきます。

期末配当を無配とせざるを得なかったことにつきまして、株主の皆様には深くお詫び申し上げます。当社グループが現在置かれている状況に鑑み、何卒ご理解を賜りたく存じます。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,533,089	流 動 負 債	6,599,080
現金及び預金	4,121,376	買掛金	817,254
受取手形及び売掛金	366,349	短期借入金	300,000
商品及び製品	116,824	1年内返済予定の長期借入金	995,592
仕掛品	4,689	1年内償還予定の社債	528,000
原材料及び貯蔵品	339,140	1年内償還予定の新株予約権付社債	1,999,999
その他	597,643	リース債務	5,870
貸倒引当金	△12,933	未払法人税等	68,419
固 定 資 産	14,318,156	未払消費税等	263,834
有 形 固 定 資 産	9,104,841	賞与引当金	7,474
建物及び構築物	4,304,541	店舗閉鎖損失引当金	119,285
土地	4,213,754	資産除去債務	128,242
その他	586,545	その他	1,365,106
無 形 固 定 資 産	1,147,787	固 定 負 債	6,091,508
のれん	974,210	社債	1,340,000
その他	173,577	長期借入金	3,118,732
投 資 そ の 他 の 資 産	4,065,527	リース債務	21,832
投資有価証券	167,093	繰延税金負債	14,620
長期貸付金	221,140	退職給付に係る負債	85,578
繰延税金資産	472,297	資産除去債務	908,682
敷金及び保証金	3,222,918	その他	602,061
その他	404,441	負 債 合 計	12,690,588
貸倒引当金	△422,363	純 資 産 の 部	
資 産 合 計	19,851,246	株 主 資 本	7,114,641
		資本金	100,000
		資本剰余金	8,793,620
		利益剰余金	△1,018,427
		自己株式	△760,551
		その他の包括利益累計額	83
		その他有価証券評価差額金	83
		新株予約権	45,933
		純 資 産 合 計	7,160,657
		負 債 純 資 産 合 計	19,851,246

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	27,981,345
売上原価	9,042,404
売上総利益	18,938,940
販売費及び一般管理費	18,759,588
営業利益	179,352
営業外収益	251,670
受取利息及び配当金	13,141
業務受託料	57,719
その他	180,809
営業外費用	147,682
支払利息	40,929
支払手数料	60,423
貸倒引当金繰入額	△3,975
持分法による投資損失	11,000
その他	39,304
経常利益	283,340
特別利益	17,781
固定資産売却益	17,781
特別損失	1,612,086
固定資産除却損	7,256
店舗閉鎖損失	53,922
店舗閉鎖損失引当金繰入額	119,285
減損	1,407,720
投資有価証券評価損	9,999
関係会社株式評価損	44
抱合せ株式消滅差損	13,855
税金等調整前当期純損失	1,310,964
法人税、住民税及び事業税	92,231
法人税等調整額	107,214
法人税等合計	199,445
当期純損失	1,510,410
非支配株主に帰属する当期純損失	9,900
親会社株主に帰属する当期純損失	1,500,510

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	100,000	8,809,823	577,836	△793,613	8,694,046
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△95,753		△95,753
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△1,500,510		△1,500,510
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		△16,202		33,065	16,863
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					-
当 期 変 動 額 合 計	-	△16,202	△1,596,264	33,061	△1,579,405
当 期 末 残 高	100,000	8,793,620	△1,018,427	△760,551	7,114,641

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	△376	△376	39,344	8,733,013
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△95,753
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)				△1,500,510
自己株式の取得				△3
自己株式の処分				16,863
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	460	460	6,589	7,049
当 期 変 動 額 合 計	460	460	6,589	△1,572,356
当 期 末 残 高	83	83	45,933	7,160,657

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	8,250,321	流 動 負 債	5,450,775
現 金 及 び 預 金	3,220,336	買 掛 金	564,446
売 掛 金	279,115	短 期 借 入 金	300,000
未 収 入 金	3,333,722	1年内返済予定の長期借入金	961,992
売 上 預 け 金	60,265	1年内償還予定の社債	528,000
商 品 及 び 製 品	111,523	1年内償還予定の新株予約権付社債	1,999,999
仕 掛 品	4,689	リ ー ス 債 務	921
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	256,994	未 払 金	271,576
短 期 貸 付 金	14,233	未 払 費 用	213,241
関 係 社 短 期 貸 付 金	709,176	未 払 法 人 税 等	12,142
前 払 費 用	235,812	未 払 消 費 税 等	56,900
そ の 他 金	25,420	前 受 金	152,101
貸 倒 引 当 金	△967	預 り 金	21,280
		店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	115,757
固 定 資 産	13,455,368	資 産 除 去 債 務	112,388
有 形 固 定 資 産	8,523,844	そ の 他	140,027
建 築 物	3,560,662	固 定 負 債	9,583,141
構 築 物	311,510	社 債	1,340,000
機 械 及 び 装 置	55,018	長 期 借 入 金	2,966,732
車 両 運 搬 具	0	リ ー ス 債 務	3,956
工 具、器 具 及 び 備 品	467,023	預 り 敷 金 及 び 保 証 金	487,914
リ ー ス 資 産	3,340	退 職 給 付 引 当 金	27,504
土 地	4,126,288	関 係 社 損 失 引 当 金	4,129,281
無 形 固 定 資 産	192,042	資 産 除 去 債 務	622,868
の れ 権	30,412	そ の 他	4,884
借 地 権	93,329	負 債 合 計	15,033,917
ソ フ ト ウ ェ ア	10,609	純 資 産 の 部	
そ の 他	57,691	株 主 資 本	6,625,839
投 資 そ の 他 の 資 産	4,739,481	資 本 金	100,000
投 資 有 価 証 券	148,095	資 本 剰 余 金	8,815,443
関 係 社 株 式	618,996	資 本 準 備 金	100,000
出 資	450	そ の 他 資 本 剰 余 金	8,715,443
長 期 貸 付 金	174,790	利 益 剰 余 金	△1,529,052
関 係 社 長 期 貸 付 金	854,180	利 益 準 備 金	78,085
破 産 更 生 債 権 等	296,623	そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,607,137
長 期 前 払 費 用	32,296	繰 越 利 益 剰 余 金	△1,607,137
繰 延 税 金 資 産	470,196	自 己 株 式	△760,551
敷 金 及 び 保 証 金	2,524,991	新 株 予 約 権	45,933
そ の 他 金	35,208	純 資 産 合 計	6,671,772
貸 倒 引 当 金	△416,347	負 債 及 び 純 資 産 合 計	21,705,689
資 産 合 計	21,705,689		

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,292,295
売 上 原 価	695,801
売 上 総 利 益	2,596,494
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,731,292
営 業 利 益	865,201
営 業 外 収 益	310,069
受 取 利 息 及 び 配 当 金	34,783
業 務 受 託 料	145,328
そ の 他	129,956
営 業 外 費 用	121,286
支 払 利 息	30,216
社 債 利 息	9,622
支 払 手 数 料	60,423
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	△3,975
そ の 他	24,998
経 常 利 益	1,053,984
特 別 利 益	17,781
固 定 資 産 売 却 益	17,781
特 別 損 失	2,756,096
固 定 資 産 除 却 損 失	4,990
店 舗 閉 鎖 損 失	50,906
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	115,757
投 資 有 価 証 券 評 価 損	9,999
関 係 会 社 株 式 評 価 損	612,634
関 係 会 社 損 失 引 当 金 繰 入 額	942,282
減 損 損 失	1,019,523
税 引 前 当 期 純 損 失	1,684,330
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	13,441
法 人 税 等 調 整 額	104,484
法 人 税 等 合 計	117,925
当 期 純 損 失	1,802,255

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当 期 首 残 高	100,000	100,000	8,731,646	8,831,646	78,085
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					
当期純損失(△)					
自己株式の取得					
自己株式の処分			△16,202	△16,202	
別途積立金の取崩し額					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	-	-	△16,202	△16,202	-
当 期 末 残 高	100,000	100,000	8,715,443	8,815,443	78,085

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計		
	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計				
	別途積立金	繰越利益 剰余金					
当 期 首 残 高	860,000	△569,128	368,956	△793,613	8,506,989	39,344	8,546,333
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△95,753	△95,753		△95,753		△95,753
当期純損失(△)		△1,802,255	△1,802,255		△1,802,255		△1,802,255
自己株式の取得				△3	△3		△3
自己株式の処分				33,065	16,863		16,863
別途積立金の取崩し額	△860,000	860,000	-		-		-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						6,589	6,589
事業年度中の変動額合計	△860,000	△1,038,009	△1,898,009	33,061	△1,881,149	6,589	△1,874,560
当 期 末 残 高	-	△1,607,137	△1,529,052	△760,551	6,625,839	45,933	6,671,772

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

株式会社 ジー・テイスト
取締役会 御中

なぎさ監査法人

大阪府大阪市

代表社員	公認会計士	山根武夫	印
業務執行社員			
代表社員	公認会計士	西井博生	印
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジー・テイストの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジー・テイスト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、店舗休業や営業時間の短縮などが発生し、その影響が長期化する場合には、会社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

株式会社 ジー・テイスト
取締役会 御中

なぎさ監査法人

大阪府大阪市

代表社員	公認会計士	山根武夫	印
業務執行社員			
代表社員	公認会計士	西井博生	印
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジー・テイストの2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、店舗休業や営業時間の短縮などが発生し、その影響が長期化する場合には、会社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等の取引について、当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 なぎさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 なぎさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月29日

株式会社 ジー・テイスト 監査役会

常勤監査役 間 宮 友 久 ㊞

社外監査役 佐 藤 加代子 ㊞

社外監査役 黒 川 孝 雄 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 資本金の額の減少の件

会社法第447条第1項の規定に基づき、次のとおり資本金の取り崩しを行い、その他資本剰余金を増加させることにより、第3号議案により繰越欠損の解消を図るとともに、今後の機動的かつ効率的な経営を推進するための重要な資本政策に備えることを目的として、資本金の減少についてご承認をお願いするものであります。

1. 減少する資本金の額

資本金915,000,000円のうち、815,000,000円を減少して100,000,000円とさせていただきますと存じます。

2. 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2020年6月30日を予定しております。

3. 資本金の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本金のみ減少いたしたいと存じます。

第2号議案 資本準備金の額の減少の件

会社法第448条第1項の規定に基づき、次のとおり資本準備金の取り崩しを行い、その他資本剰余金を増加させることにより、第3号議案により繰越欠損の解消を図るとともに、今後の機動的かつ効率的な経営を推進するための重要な資本政策に備えることを目的として、資本準備金の減少についてご承認をお願いするものであります。

1. 減少する資本準備金の額

資本準備金915,000,000円のうち、815,000,000円を減少して100,000,000円とさせていただきますと存じます。

2. 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2020年6月30日を予定しております。

第3号議案 剰余金の処分の件

現在生じている利益剰余金の欠損を填補することで、資本構成の是正を図ると同時に、今後の機動的かつ効率的な運営を推進するための重要な資本政策に備えることを目的として、会社法第452条の規定に基づき、下記のとおりその他資本剰余金の額を減少させてその他利益剰余金を増加させ、損失補填を行うための処分についてご承認をお願いするものであります。なお、本議案は、第1号議案及び第2号議案

が承認可決されることを前提条件として提出されるものとし、かつ、本議案を承認可決いただいた場合、その効力は、資本金及び資本準備金減少の効力発生日に生ずるものとさせていただきます。

1. 減少する剰余金の項目及び額
 その他資本剰余金 1,529,052,472円
2. 増加する剰余金の項目及び額
 繰越利益剰余金 1,529,052,472円

第4号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	すぎもと ひでお 杉本 英雄 (1962年4月19日生)	1985年4月 株式会社日本エル・シー・エー（現株式会社インタープライズ・コンサルティング）入社 1989年4月 株式会社ベンチャー・リンク（現株式会社C&I Holdings）入社 1995年8月 同社取締役 1996年8月 同社常務取締役 2004年6月 同社取締役常務執行役 2004年7月 株式会社ジー・コミュニケーション取締役社長 2006年6月 同社代表取締役社長 2007年5月 株式会社焼肉屋さかい（現当社）顧問 2007年6月 同社代表取締役会長 2008年2月 株式会社ジー・エデュケーション（現自分未来きょういく株式会社）代表取締役社長 2008年4月 株式会社ジー・フード（現セントラルホールディングス株式会社）代表取締役社長 2009年6月 株式会社ジー・コミュニケーション代表取締役社長 2009年6月 株式会社焼肉屋さかい（現当社）取締役 2011年3月 株式会社ジー・コミュニケーション取締役 2011年3月 株式会社さかい（現当社）代表取締役社長 2012年4月 株式会社ジー・コミュニケーション代表取締役社長 2012年6月 当社取締役 2013年2月 株式会社クックイノベンチャー代表取締役（現任） 2013年4月 株式会社さかい（現当社）取締役 2013年8月 当社代表取締役社長 2014年12月 GINZA SUSHI ICHI PTE. LTD. Director（現任） 2015年8月 SINGAPORE G. FOOD PTE. LTD.（現G.COM RESTAURANT SINGAPORE PTE. LTD.）Director（現任） 2018年4月 当社代表取締役会長（現任） 2019年5月 株式会社ふらんす亭取締役（現任）	147,330株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
2	あ く つ た か ふ み 阿久津 貴 史 (1971年2月13日生)	2003年5月 株式会社暖中カンパニー取締役FC営業部長 2005年9月 株式会社ダイニング企画(現 当社) 代表取締役社長 2006年1月 株式会社バオ(現 当社) 顧問 2006年1月 同社代表取締役社長 2013年2月 株式会社クックイノベンチャー取締役(現任) 2013年6月 当社取締役 2013年8月 株式会社クック・オペレーション代表取締役(現任) 2013年8月 当社取締役副社長 西日本カンパニー統括 2016年3月 SINGAPORE G. FOOD PTE. LTD. (現 G.COM RESTAURANT SINGAPORE PTE. LTD.) Managing Director 2018年4月 当社代表取締役社長 東日本営業本部長(現任) 2018年4月 株式会社敦煌取締役(現任) 2018年7月 株式会社タケモトフーズ取締役(現任) 2018年10月 株式会社湯佐和代表取締役(現任) 2019年3月 株式会社DBT代表取締役(現任) 2019年8月 株式会社壁の穴取締役 2019年9月 株式会社壁の穴代表取締役(現任) 2020年3月 株式会社大台商事代表取締役(現任)	180,661株
3	い な よ し ふ み や す 稲 吉 史 泰 (1972年4月27日生)	1996年4月 蒲郡信用金庫入庫 1999年6月 株式会社がんばる学園(現 株式会社ジー・コミュニケーション) 入社 1999年12月 株式会社ウエルコム代表取締役 2003年8月 株式会社ジーコム九州代表取締役 2005年6月 株式会社ジー・コミュニケーション社長室長 2005年8月 当社入社 2005年9月 当社代表取締役社長 2012年9月 当社代表取締役社長 平禄事業本部長 2013年2月 株式会社クックイノベンチャー取締役(現任) 2013年8月 株式会社クック・オペレーション代表取締役(現任) 2013年8月 当社代表取締役副社長 東日本カンパニー統括 2017年8月 株式会社祇園歩兵代表取締役(現任) 2018年4月 当社取締役 北日本営業本部長(現任) 2018年6月 株式会社オーディンフーズ(現 株式会社テンフォー) 代表取締役 2018年10月 株式会社テンフォー取締役(現任)	89,660株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4	* やま した あつし 山 下 淳 (1977年11月8日生)	2002年1月 株式会社ジー・コミュニケーション入社 2003年3月 株式会社ジー・エデュケーション(現 自分未来きょういく株式会社) 転籍 2005年12月 株式会社ジー・コミュニケーション内部監査室長 2006年9月 同社管理本部総務部長 2008年12月 同社総務本部総務部長 2010年6月 株式会社さかい(現 当社) 取締役 2011年4月 同社取締役管理本部総務人事部長 2011年6月 同社取締役管理本部長 2013年4月 同社代表取締役社長 2013年8月 当社管理副本部長 2017年11月 当社戦略支援本部長兼管理副本部長 (現任) 2019年9月 G.COM RESTAURANT SINGAPORE PTE. LTD. Managing Director (現任)	35,400株
5	はた なか ひろし 畑 中 裕 (1960年1月17日生)	1984年4月 赤井電機株式会社入社 1987年3月 リビングストーンコミュニケーション入社 1989年5月 エムアンドシーコンサルティング設立 1991年4月 エムアンドシーコンサルティング株式 会社設立、代表取締役(現任) 2003年9月 株式会社エスプール監査役(現任) 2016年6月 当社取締役(現任)	一株

- (注) 1. *は新任の取締役候補者であります。
2. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりです。
- ① 畑中裕氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ② 畑中裕氏は、経営コンサルタント及び企業経営者としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われない客観的視点から、独立性をもって有効な意見をいただいております。引き続き当社の経営を監督していただくことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断したため、社外取締役候補者といたしました。
- ③ 畑中裕氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
3. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 杉本英雄氏の「略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)」の欄には、親会社である株式会社クックイノベーションにおける業務執行者としての地位及び担当を含めて記載しております。
5. 各取締役候補者の所有する当社株式の数は、2020年3月31日現在の状況を記載しております。なお、各取締役候補者の所有する当社株式の数には、当社役員持株会における本人の持ち分を含めております。

以 上

メ モ

メ モ

株主総会 会場ご案内図

昨年とは開催場所が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

会場 名古屋市西区花の木二丁目18番23号

名古屋市西文化小劇場(名古屋市西図書館地下3階)

電話 (052) 523-0080



■地下鉄 鶴舞線「浄心」駅下車、4番出口より南へ徒歩約5分

■市バス 名古屋駅バスターミナル7番のりば

・名駅12 如意車庫前行き「西区役所」下車、北へ徒歩約3分

駐車場(有料)は台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。